



# 交通機関に特化した苦情申し立て

## A. 概要説明

本手順は、1964年修正公民権法の第6章、1973年リハビリテーション法の504条、1987年公民権復興法、および1990年アメリカ障がい者法に基づき提出された、Bellevue市交通局やその外郭団体、コンサルタントまたは請負業者が管理するあらゆるプログラムやアクティビティに関連するあらゆる苦情をカバーしています。いかなる種類の脅迫や報復も法律により禁じられています。

苦情申立人が他の州または連邦機関に公式な苦情を提出する権利を否定するものではなく、差別について私選弁護士を求める権利を否定するものでもありません。市および外郭団体レベルで非公式に苦情を解決するためにあらゆる努力がなされることとなります。影響を受ける当事者と指定された仲裁人との間の非公式の仲裁会議という選択肢が解決のために利用されることがあります。

## B. 手順

1. 差別禁止要件で禁止されている差別を受けたとする人、個人グループ、または団体は、ADA/第6章アドミニストレータまで苦情申し立てを行うことが可能です。公式の苦情は主張に係る事実の発生から180暦日以内に提出する必要があります。苦情申し立てフォームは市のウェブサイトを通じて、または第6章コーディネイターにご連絡いただければ入手できます。市は、口頭でなされた苦情に対して公式に行動または回答することはありません。
2. 書面での苦情を受け取ったら、ADA、第6章、機会均等事務局長は、交通局の第6章コーディネイターと相談のうえ、その管轄、受容性、追加情報の必要性および苦情について調査するメリットを判断します。
3. 当該苦情が市に対するものである場合、市はWashington State Department of Transportation (Washington州運輸局、WSDOT) 機会均等事務局に調査の実施を依頼します。WSDOTが調査を担当する場合、同局は現行の州第6章計画に基づき、差別に関する苦情調査に向けて採択された手順に従います。当該苦情が、Federal Highway Administration (連邦高速道路局、FHWA) から連邦政府の財政支援を受けている事業またはプログラムに関わるものである場合、WSDOTは、FHWA管轄下の苦情の受理または却下、あるいは他の機関への照会するかにかかわらず、あらゆる決定に備えて当該苦情をFHWAに転送します。市の外郭団体、コンサルタントまたは市との契約に基づく請負業者に対する苦情がある場合、当該苦情は適切な部署および/または部門に15暦日以内に通知され、市は、当該苦情について調査するか、WSDOTに調査実施を要求するかを判断します。

- 
4. 市が行動方針について決断したら、苦情申立人と被告には、書面で5暦日以内にかかる決定について通知されます。当該苦情は、第6章コーディネイター記録に入力され、人種、肌の色、国籍 (limited English proficiency (限定的な英語力) を含む)、障がい、年齢、または性別を含む申し立ての根拠が特定されます。
  5. Bellevue市が苦情の調査を想定する場合、市は、被告に書面で主張に応答する機会を提供します。被告は受領後10暦日以内に市に主張に対する答弁書を提出します。
  6. 苦情の受領後60日以内に第6章コーディネイターまたはWSDOT調査者は、部長または市のマネージャに宛てた書面での調査報告を調製します。報告書には、事件の経緯に関する説明、面談した人物の素性、知見および処分に関する推奨事項が含まれます。
  7. 推奨事項は市の弁護士事務所によって検討され、弁護士事務所は、報告書および推奨事項について、交通局、市の第6章コーディネイターおよび/またはその他該当部署の職員と話し合うことができます。報告書は必要に応じて修正され、両当事者に開示するため、最終確定します。
  8. 調査報告書が確定したら、15日以内に各当事者へのブリーフィングが予定されます。苦情申立人と被告はブリーフィングの際調査報告書の写しを受領し、各々の不服申立に関する権利について通知されます。
  9. 苦情および市またはWSDOTの調査報告書の写しは、苦情を受理した日から60暦日以内にWSDOTの対外公民権部門 (あるいは適切な監督機関) 向けに発行されます。
  10. 苦情申立人または被告において、主張に係る差別的プラクティスの調査結果に不満がある場合、当該決定を WSDOT、アメリカ合衆国Department of Transportation (運輸省)、アメリカ合衆国Department of Justice (司法省) に不服申立する権利について知らされます。苦情申立人がUSDOT (運輸省) に不服を申立てられる期間は、該当する機関の最終決定から180暦日です。以前に検討されなかった新たな事実が明らかにならない限り、調査機関による最終決定の再審査は利用できません。
  11. 第6章コーディネイターは、苦情の年間記録を維持し、記録には提出された苦情ごとに以下の情報を含むものとします：
    - 苦情を提出した者の氏名および住所
    - 苦情の日付
    - 苦情の根拠
    - 苦情の処分
    - 苦情の状況

有資格かつ十分に訓練された調査員以外はこのような調査を行うべきではありません。いかなる機関であっても、自局に対する苦情の調査は許可されません。

## C. 非公式な苦情の解決

1. Bellevue市は、万難を排して苦情を迅速かつ可能な限り低いレベルにおいて解決します。
2. プロセスのいずれの段階においても、苦情解決に向けて示談とすることが可能です。
3. 苦情が非公式に解決できない場合、Bellevue 市は苦情調査を実施、またはWSDOTに調査を依頼することがあります。

정보	Information	情報
Información		معلومات
సమాచారం		Информация
اطلاعات		Thông Tin
सूचना	425-452-6800	資料



別の形式、通訳、または合理的変更の要求については、少なくとも48時間前に 425-452-6168 (音声) までお電話いただくか、ADATitleVI@bellevuewa.gov. にメールをお送りください。変更に関する苦情については、Bellevue市 ADA、1964年公民権法第六編、機会均等担当官 (ADATitleVI@bellevuewa.gov) までお問い合わせください。